1. 会社法

(不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)

- **第二百十二条** 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う 義務を負う。
- 一 取締役(指名委員会等設置会社にあっては、取締役又は執行役)と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式 を引き受けた場合 当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額
- 二 第二百九条第一項の規定により募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれ について定められた第百九十九条第一項第三号の価額に著しく不足する場合 当該不足額

(出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任)

- **第二百十三条** 前条第一項第二号に掲げる場合には、次に掲げる者(以下この条において「取締役等」という。) は、株式会社に対し、同号に定める額を支払う義務を負う。
- 一 当該募集株式の引受人の募集に関する職務を行った業務執行取締役(指名委員会等設置会社にあっては、執行 役。以下この号において同じ。)その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務 省令で定めるもの
- 二 現物出資財産の価額の決定に関する株主総会の決議があったときは、当該株主総会に議案を提案した取締役と して法務省令で定めるもの
- 三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があったときは、当該取締役会に議案を提案した取締役 (指名委員会等設置会社にあっては、取締役又は執行役)として法務省令で定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、取締役等は、現物出資財産について同項の義務を負わない。
- 一 現物出資財産の価額について第二百七条第二項の検査役の調査を経た場合
- 二 当該取締役等がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合
- 3 第一項に規定する場合には、第二百七条第九項第四号に規定する証明をした者(以下この条において「証明者」という。)は、株式会社に対し前条第一項第二号に定める額を支払う義務を負う。ただし、当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
- 4 募集株式の引受人がその給付した現物出資財産についての前条第一項第二号に定める額を支払う義務を負う場合において、次の各号に掲げる者が当該現物出資財産について当該各号に定める義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。
- 一 取締役等 第一項の義務
- 二 証明者 前項本文の義務

(出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任)

- **第二百十三条の二** 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める行為をする義務を負う。
- 一 第二百八条第一項の規定による払込みを仮装した場合 払込みを仮装した払込金額の全額の支払
- 二 第二百八条第二項の規定による給付を仮装した場合 給付を仮装した現物出資財産の給付(株式会社が当該給付に代えて当該現物出資財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払)
- 2 前項の規定により募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

(出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任)

- **第二百十三条の三** 前条第一項各号に掲げる場合には、募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した 取締役(指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。)として法務省令で定める者は、株式会社に対し、 当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者(当該出資の履行を仮装したものを除く。)がそ の職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。
- 2 募集株式の引受人が前条第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(株主総会以外の機関の設置)

- 第三百二十六条 株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。
- 2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は

指名委員会等を置くことができる。

(取締役会等の設置義務等)

- 第三百二十七条 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。
- 一 公開会社
- 二 監査役会設置会社
- 三 監査等委員会設置会社
- 四 指名委員会等設置会社
- 2 取締役会設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)は、監査役を置かなければならない。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。
- 3 会計監査人設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)は、監査役を置かなければならない。
- 4 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない。
- 5 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。
- 6 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

(株主総会の決議)

- **第三百九条** 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。
- 一 第百四十条第二項及び第五項の株主総会
- 二 第百五十六条第一項の株主総会(第百六十条第一項の特定の株主を定める場合に限る。)
- 三 第百七十一条第一項及び第百七十五条第一項の株主総会
- 四 第百八十条第二項の株主総会
- 五 第百九十九条第二項、第二百条第一項、第二百二条第三項第四号、第二百四条第二項及び第二百五条第二項の 株主総会
- 六 第二百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第三項第四号、第二百四十三条第二項及び第 二百四十四条第三項の株主総会
- 七 第三百三十九条第一項の株主総会(第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)を解任する場合又は監査等委員である取締役若しくは監査役を解任する場合に限る。)
- 八 第四百二十五条第一項の株主総会
- 九 第四百四十七条第一項の株主総会(次のいずれにも該当する場合を除く。)
- イ 定時株主総会において第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めること。
- ロ 第四百四十七条第一項第一号の額がイの定時株主総会の日 (第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、 第四百三十六条第三項の承認があった日)における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額 を超えないこと。
- 十 第四百五十四条第四項の株主総会(配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。)
- 十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会
- 十二 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

(取締役の報告義務)

- **第三百五十七条** 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主(監査役設置会社にあっては、監査役)に報告しなければならない。
- 2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主(監査役設置会社にあっては、監査役)」とあるのは、「監査役会」とする。

3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主(監査役設置会社にあっては、 監査役)」とあるのは、「監査等委員会」とする。

(監査役の権限)

- **第三百八十一条** 監査役は、取締役(会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与)の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査 役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(会計監査人の権限等)

- 第三百九十六条 会計監査人は、次章の定めるところにより、株式会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。
- 一 第三百三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者
- 二 会計監査人設置会社又はその子会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人である者
- 三 会計監査人設置会社又はその子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者
- 6 指名委員会等設置会社における第二項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役、取締役」とする。

(役員等の連帯責任)

第四百三十条 役員等が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該 損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(会計原則)

第四百三十一条 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

(計算書類等の作成及び保存)

- **第四百三十五条** 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。 (計算書類等の監査等)
- **第四百三十六条** 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含み、会計監査人設置会社を除く。)においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。
- 2 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定め

- る者の監査を受けなければならない。
- 一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役(監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会)及び会計監査人
- 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役(監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会)
- 3 取締役会設置会社においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(第一項又は前項の規定の適用がある場合にあっては、第一項又は前項の監査を受けたもの)は、取締役会の承認を受けなければならない。

(計算書類の公告)

- **第四百四十条** 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借 対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法によ り不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前 二項の規定は、適用しない。
- 4 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前三項の規定は、適用しない。

(株主に対する剰余金の配当)

第四百五十三条 株式会社は、その株主(当該株式会社を除く。)に対し、剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当に関する事項の決定)

- **第四百五十四条** 株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 配当財産の種類(当該株式会社の株式等を除く。)及び帳簿価額の総額
- 二 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- 三 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日
- 2 前項に規定する場合において、剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行しているときは、 株式会社は、当該種類の株式の内容に応じ、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることが できる。
- ある種類の株式の株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
- 二 前号に掲げる事項のほか、配当財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、 その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項第二号に掲げる事項についての定めは、株主(当該株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。) の有する株式の数(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数)に応じて配当財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 4 配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。ただし、第一号の期間の末日は、第一項第三号の日以前の日でなければならない。
- 一 株主に対して金銭分配請求権(当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利をいう。以下この章において同じ。)を与えるときは、その旨及び金銭分配請求権を行使することができる期間
- 二 一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその 数
- 5 取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限る。以下この項において「中間配当」という。)をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合における中間配当についての第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

(適用除外)

第四百五十八条 第四百五十三条から前条までの規定は、株式会社の純資産額が三百万円を下回る場合には、適用

しない。

(配当等の制限)

- **第四百六十一条** 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等(当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。)の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。
- 一 第百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求に応じて行う当該株式会社の株式の買取り
- 二 第百五十六条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得(第百六十三条に規定する場合又は 第百六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。)
- 三 第百五十七条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得
- 四 第百七十三条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得
- 五 第百七十六条第一項の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り
- 六 第百九十七条第三項の規定による当該株式会社の株式の買取り
- 七 第二百三十四条第四項(第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による当該株式会社の 株式の買取り
- 八 剰余金の配当
- 2 前項に規定する「分配可能額」とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう(以下この節において同じ。)。
- 一 剰余金の額
- 二 臨時計算書類につき第四百四十一条第四項の承認(同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項の承認)を受けた場合における次に掲げる額
- イ 第四百四十一条第一項第二号の期間の利益の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額
- ロ 第四百四十一条第一項第二号の期間内に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額
- 三 自己株式の帳簿価額
- 四 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額
- 五 第二号に規定する場合における第四百四十一条第一項第二号の期間の損失の額として法務省令で定める各勘 定科目に計上した額の合計額
- 六 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

(会社の組織に関する行為の無効の訴え)

- **第八百二十八条** 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。
- 一 会社の設立 会社の成立の日から二年以内
- 二 株式会社の成立後における株式の発行 株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内(公開会社でない株式会社にあっては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内)
- 三 自己株式の処分 自己株式の処分の効力が生じた日から六箇月以内(公開会社でない株式会社にあっては、自 己株式の処分の効力が生じた日から一年以内)
- 四 新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社 債についての社債を含む。以下この章において同じ。)の発行 新株予約権の発行の効力が生じた日から六箇 月以内(公開会社でない株式会社にあっては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内)
- 五 株式会社における資本金の額の減少 資本金の額の減少の効力が生じた日から六箇月以内
- 六 会社の組織変更 組織変更の効力が生じた日から六箇月以内
- 七 会社の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 八 会社の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 九 会社の吸収分割 吸収分割の効力が生じた日から六箇月以内
- 十 会社の新設分割 新設分割の効力が生じた日から六箇月以内
- 十一 株式会社の株式交換 株式交換の効力が生じた日から六箇月以内
- 十二 株式会社の株式移転 株式移転の効力が生じた日から六箇月以内
- 2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。
- 一 前項第一号に掲げる行為 設立する株式会社の株主等(株主、取締役又は清算人(監査役設置会社にあっては 株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては株主、取締役、執行役又は清算人)をい う。以下この節において同じ。)又は設立する持分会社の社員等(社員又は清算人をいう。以下この項におい

て同じ。)

- 二 前項第二号に掲げる行為 当該株式会社の株主等
- 三 前項第三号に掲げる行為 当該株式会社の株主等
- 四 前項第四号に掲げる行為 当該株式会社の株主等又は新株予約権者
- 五 前項第五号に掲げる行為 当該株式会社の株主等、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者
- 六 前項第六号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において組織変更をする会社の株主等若しくは社員等 であった者又は組織変更後の会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかった 債権者
- 七 前項第七号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする会社の株主等若しくは社員等 であった者又は吸収合併後存続する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしな かった債権者
- 八 前項第八号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする会社の株主等若しくは社員等 であった者又は新設合併により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設合併について承認を しなかった債権者
- 九 前項第九号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収分割契約をした会社の株主等若しくは社 員等であった者又は吸収分割契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収分割について承認を しなかった債権者
- 十 前項第十号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設分割をする会社の株主等若しくは社員等であった者又は新設分割をする会社若しくは新設分割により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設分割について承認をしなかった債権者
- 十一 前項第十一号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しく は社員等であった者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者
- 十二 前項第十二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式会社の株主等であった者又は株式移転により設立する株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式移転について承認をしなかった 債権者

(新株発行等の不存在の確認の訴え)

- **第八百二十九条** 次に掲げる行為については、当該行為が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。
- 一 株式会社の成立後における株式の発行
- 二 自己株式の処分
- 三 新株予約権の発行

(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)

- **第八百三十条** 株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会(以下この節及び第九百三十七条第一項第一号トにおいて「株主総会等」という。)の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。
- 2 株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

(株主総会等の決議の取消しの訴え)

第八百三十一条 次の各号に掲げる場合には、株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)又は取締役(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。)、監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締

- 役) 又は設立時監査役を含む。) となる者も、同様とする。
- 一 株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。
- 三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議が されたとき。
- 2 前項の訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反する ときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認 めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

(訴えの管轄及び移送)

- **第八百三十五条** 会社の組織に関する訴えは、被告となる会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
- 2 前条第九号から第十二号までの規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、当該各号に掲げる訴えは、先に訴えの提起があった地方裁判所が管轄する。
- 3 前項の場合には、裁判所は、当該訴えに係る訴訟がその管轄に属する場合においても、著しい損害又は遅滞を 避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を他の管轄裁判所に移送することがで きる。

(取締役等の特別背任罪)

- **第九百六十条** 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務 に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に 処し、又はこれを併科する。
- 一 発起人
- 二 設立時取締役又は設立時監査役
- 三 取締役、会計参与、監査役又は執行役
- 四 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役又は執行役の職務を代行する者
- 五 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項又は第四百一条第三項(第四百三条第三項及び第四百二十条第 三項において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時取締役(監査等委員会設置会社にあっては、 監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役、代表取締役、委員(指名委員会、監査委 員会又は報酬委員会の委員をいう。)、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者

六 支配人

- 七 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人
- 八 検査役
- 2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く 行為をし、当該清算株式会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。
- 一 清算株式会社の清算人
- 二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算株式会社の清算人の職務を代行する者
- 三 第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する 第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者
- 四 清算人代理
- 五 監督委員
- 六 調査委員

(会社財産を危うくする罪)

- 第九百六十三条 第九百六十条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、裁判所又は創立総会若しくは種類創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 第九百六十条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主総会若しくは種類株主総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とする。

- 3 検査役が、第二十八条各号、第百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、第一項と同様とする。
- 4 第九十四条第一項の規定により選任された者が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による払 込み若しくは給付について、又は第二十八条各号に掲げる事項について、創立総会に対し、虚偽の申述を行い、 又は事実を隠ぺいしたときも、第一項と同様とする。
- 5 第九百六十条第一項第三号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様と する。
- 一何人の名義をもってするかを問わず、株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき。
- 二 法令又は定款の規定に違反して、剰余金の配当をしたとき。
- 三 株式会社の目的の範囲外において、投機取引のために株式会社の財産を処分したとき。

(株主等の権利の行使に関する利益供与の罪)

- 第九百七十条 第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用人が、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主(第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。)の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等(第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。第三項において同じ。)の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 2 情を知って、前項の利益の供与を受け、又は第三者にこれを供与させた者も、同項と同様とする。
- 3 株主の権利、株式会社に係る適格旧株主の権利又は株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、 当該株式会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定す る者に要求した者も、同項と同様とする。
- 4 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の 懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
- 5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
- 6 第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

(業務停止命令違反の罪)

第九百七十三条 第九百五十四条の規定による電子公告調査 (第九百四十二条第一項に規定する電子公告調査をいう。以下同じ。) の業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(虚偽届出等の罪)

- 第九百七十四条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第九百五十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号に おいて同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、 若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項若しくは第九百五十六条第二項の規定に違反して調査記録簿 等を保存しなかった者
- 三 第九百五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第九百七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を 科する。